



議案第 六十三号

岩本地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年六月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年六月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十五年二月十二日現在の地番による）
大字西小鹿字藪ノ下	<p>大字西小鹿字藪ノ下のうち一三六三の一部並びに一三六三及び一三六四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字西小鹿字山路一四〇五の一部、一四〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字西小鹿字山路	<p>大字西小鹿字山路のうち一四〇五の一部、一四〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西小鹿字藪ノ下一三六三の一部並びに一三六三及び一三六四と一体をなす国有地の一部並びに大字西小鹿字鞍牛一四三一の第一の一部、一四三一の第二の一部、一四三一の三の一部、一四三五の一部、一四三六の第二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字西小鹿字鞍牛	<p>大字西小鹿字鞍牛のうち一四三一の第一の一部、一四三一の第二の一部、一四三一の三の一部、一四三五の一部、一四三六の第二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字西小鹿</p>

	<p>字宮ノ下一四八四の一の一部、一四八五、一四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九二及び一四九三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字西小鹿字宮ノ下</p>	<p>大字西小鹿字宮ノ下のうち一四八四の一の一部、一四八五、一四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九二及び一四九三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高橋字岩 本</p>	<p>大字高橋字岩本のうち二八〇の二の一部、二八一の二の一部、二八三の一部、二八六の二の一部、二八六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二及び二八六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字高橋字井土尻二八八の六の一部及び二九六の二の一部</p>

<p>大字高橋字井土尻</p>	<p>大字高橋字井土尻のうち二八八の六の一部及び二九六の二の一部以外の区域並びに大字高橋字岩本二八〇の二の一部、二八一の二の一部、二八三の一部、二八六の二の一部、二八六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二及び二八六の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字西尾字五反田</p>	<p>大字西尾字五反田のうち八二八から八三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字余戸字山崎</p>	<p>大字余戸字山崎のうち一二六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字余戸字金ヶ森</p>	<p>大字余戸字金ヶ森の全域、大字余戸字山崎一二六と一体をなす国有地の一部並びに大字西尾字五反田八二八から八三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>